



経営革新賃上げ環境整備緊急支援補助金

持続的な賃上げに取り組むため、経営革新計画の承認を受けて、経営革新計画の実現に向けて取り組む中小企業者の方に、経営革新計画に基づく事業の実施に必要な経費を一部補助します。



●申請期間／補助対象期間

※予算の上限に達した際は、申請受付を終了します。

申請回	申請期間	補助対象期間
第1回	令和6年2月16日(金)～3月1日(金)必着	令和6年4月3日(水)～7月31日(水)
第2回	令和6年3月18日(月)～4月1日(月)必着	令和6年5月7日(火)～9月3日(火)
第3回	令和6年4月16日(火)～4月30日(火)必着	令和6年6月3日(月)～9月30日(月)
第4回	令和6年5月20日(月)～5月31日(金)必着	令和6年7月4日(木)～10月31日(木)
第5回	令和6年6月19日(水)～7月2日(火)必着	令和6年8月3日(土)～11月30日(土)

●対象者(すべてに該当)

- ①福岡県内に本店を置く中小企業者又は住民登録している個人事業主
- ②暴力団対策法に規定する暴力団等に該当しない者
- ③令和5年6月21日以降に福岡県から経営革新計画の承認(変更承認を含む)を受けている者
- ④補助対象期間最終月の12か月前から補助事業終了時までには事業場内最低賃金を引き上げる者

●補助内容

補助率:対象経費の3分の2以内 補助金額:上限65万円

●対象事業(すべてに該当)

- ①福岡県から承認を受けた経営革新計画に記載している「新事業活動」に該当する事業
- ②福岡県内において実施する事業
- ③国、福岡県又はその他の地方公共団体等の補助金交付を受けていない事業

●対象経費

設備機器導入費、システム導入費、外注費、広告宣伝費、その他必要と認める経費

！注意点！

対象経費の支払方法は、**銀行振込**に限ります。

(※ただしネット購入時のコンビニ決済(払込)は可能です。)

代引き、立替え払いは不可。

詳細は、下記のホームページ「実績報告書の手引き」で確認できます。

(公財)福岡県中小企業振興センター ホームページ

申請書様式等の資料は、福岡県中小企業振興センターホームページ「経営革新賃上げ環境整備緊急支援補助金」のサイトでご確認ください。



福岡県 中小企業

検索



事業実施主体

公益財団法人福岡県中小企業振興センター

詳しい内容は裏面に記載しています。

? 経営革新計画とは...

新商品・新サービスの開発や、商品の新たな生産方式の導入、サービスの新たな提供方式の導入など、事業者自らの創意工夫に基づく新たな取組み(新事業活動)を行うことにより、経営の相当程度の向上を図る事業計画のことです。福岡県(新事業支援課)から経営革新計画の承認を受けることにより、経営革新賃上げ環境整備緊急支援補助金をはじめ、融資等の優遇措置を受けることができます。

お問合せ先:福岡県商工部新事業支援課 ☎092-643-3449

経営革新 補助金

検索



! 提出書類と提出先

提出書類 (各1部)	① 交付申請書(様式第1号) ② 事業計画書(様式第1号別紙) ③ 交付申請書の算定根拠となる見積書等の写し ④ 賃金引上げに関する誓約書(様式第2号) ⑤ 賃金算出表(様式第2号別紙) ⑥ 労働基準法施行規則第54条の規定に基づく賃上げ対象従業員の賃金比較月の賃金台帳の写し ⑦ 経営革新計画承認書の写し
提出先	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル6階 公益財団法人福岡県中小企業振興センター 補助金担当 宛
お問合せ先	公益財団法人福岡県中小企業振興センター (平日8時30分~17時15分) ☎092-612-5003

! 申請書提出から補助金交付までの流れ

(※経営革新計画承認済みの場合は、③からの流れとなります。)

